

那覇市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市公契約条例(令和2年那覇市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める契約)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人との契約
- (2) 不動産の売買契約及び賃貸借契約(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 市の事業の施行に伴い生ずる損失を補償する契約(第1号に掲げるものを除く。)
- (4) 次に掲げる規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託する契約
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条
 - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2
 - エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項又は第158条の2第1項
- (5) 地方自治法施行令第168条第2項の規定により公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる契約
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が契約の相手方に対し金銭債務を負わない契約
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的により公契約に関する施策を講ずる必要がないと市長が認める契約

(任期)

第3条 審議会(条例第12条第1項の那覇市公契約審議会をいう。以下同じ。)の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部法制契約課において処理する。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。